

(2) 各種基準について(資料)

開園時間・閉園時間

利用開始・終了時刻: 現状とおり地域の実情により、各施設で設定してはどうか。

【現行】

午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分(金津東保育所・妙安寺保育園・白藤保育園・善久寺保育園)

午前 7 時 20 分～午後 6 時 20 分(北潟幼稚園・伊井保育所)

午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分(金津保育所・芦原幼稚園・本荘幼稚園・細呂木保育所)

午前 11 時 00 分～午後 10 時 00 分 / 延長保育: 午前 7 時 00 分～午前 11 時 00 分(芦原保育所)

* 午前 7 時から午後 7 時までの間で 11 時間を教育・保育時間とし、延長保育は 1 時間以内とするのはどうか。

延長保育時間について

延長保育で午後 10 時まで開園する園を指定してはどうか。

「保育短時間」が利用可能となる保護者の就労時間の下限設定について

市が、1 ヶ月あたり 48～68 時間で定めなければならないとされている。

- (1) 1 日 3.0 時間の就労 × 1 週間に 5 回 × 4 週 = 60 時間
- (2) 1 日 2.4 時間の就労 × 1 週間に 5 回 × 4 週 = 48 時間
- (3) 1 日 3.4 時間の就労 × 1 週間に 5 回 × 4 週 = 68 時間

利用者負担の呼び名及び負担金額

「保育料」と呼んでいたが、新制度上の呼び名である「利用者負担金」と呼ぶのはどうか。

「優先利用」について

国の示す基準は……

【教育標準時間(1号)を受けた子どもの場合】(従うべき基準)

「抽選」「申込みを受けた順序」「当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考」「その他公正な方法」により選考しなければならない。

【保育認定(2号・3号)を受けた子どもの場合】(従うべき基準)

保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

ひとり親家庭 94 人 / 875 人 (当市の実態)

生活保護家庭 5 人 / 875 人

生計中心者の失業 113 人 / 875 人 (保護者と登録されているが、税金が 0 円の人)

お子さんに障害がある場合 4 人 / 875 人

虐待や DV のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合

育児休業明け

兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 357 人 / 875 人

小規模保育事業などの卒園児

その他市町村が定める事由